

務	00	01	5 年
(令和12年3月末まで保存)			

交 企 第 4 3 7 号

(交 指)

令 和 7 年 3 月 1 1 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

安全運転管理者による運転者に対する点呼等の実施及び酒気帯び確認等について
安全運転管理者によるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認については、
「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴うアルコール検知器を用
いた酒気帯びの有無の確認等について」（令和5年11月9日付け交企第301号ほか。以
下「旧通達」という。）により、実施方法等に関する留意事項を示したところである。

この度、「規制改革推進に関する答申」（令和6年5月31日付け規制改革推進会議決
定）において、「安全運転管理者等が行う点呼について、道路交通法施行規則第9条の
10第5号の規定（自動車の点検の実施及び過労、病気その他の理由により正常な運転
をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指
示を与えること）の解釈を明確化し、遠隔実施及び外部委託が可能となるよう検討を
行い、結論を得る。」とされたことを踏まえ、点呼等の実施についても留意事項を示す
こととしたので、下記の事項に留意の上、制度の適正な運用に努められたい。

なお、旧通達については廃止とする。

記

1 安全運転管理者の業務

(1) 点呼等の実施

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第9条
の10第5号に安全運転管理者の業務として、

- 運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、当該運転者による
自動車の点検の実施（以下「自動車点検」という。）及び過労、病気その他の
理由により正常な運転をすることができないおそれ（以下「正常運転をでき
ないおそれ」という。）の有無を確認すること（以下「点呼による確認」という。）
- 安全な運転を確保するための必要な指示を与えること（以下「必要な指示」

という。)

が規定されているところ、点呼による確認及び必要な指示（以下「点呼等の実施」という。）に係る解釈は次のとおりである。

ア 自動車の点検

運転しようとする自動車の運行前に行ういわゆる日常点検をいう。点検箇所、点検項目等については、交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）第4章第3節の1に規定された日常点検に係る点検箇所、点検項目等を参考とすること。

イ 正常運転をできないおそれ

運転者の顔の表情、全身の様子、言動等から、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれのことをいう。

(2) 酒気帯び確認

府令第9条の10第6号及び同条第7号に安全運転管理者の業務として、

○ 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認すること（以下「酒気帯び確認」という。）

○ 酒気帯び確認の内容の記録及びその保存並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること

が規定されているところ、これらの業務に係る解釈は、次のとおりである。

ア 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者

「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者」における「運転」とは、一連の業務としての運転をいうことから、酒気帯び確認は、必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時及び終了後や退勤時に行うことで足りる。

イ 目視等で確認

「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。

ウ アルコール検知器の性能等

(ア) 性能

アルコール検知器については、府令第9条の10第6号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める件（令和3年国家公安委員会告示第63号）により、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器であれば足りることとされている。

また、アルコール検知器には、アルコールを検知して、原動機を始動することができないようにする機能を有するものを含む。

(イ) アルコール検知器を常時有効に保持

「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用、管理及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならない。

(ウ) 個人で購入したアルコール検知器

酒気帯び確認に使用するアルコール検知器は、基本的には、自動車の使用者が購入すべきものであると考えられる。ただし、各事業所の個別の事情により、個人で購入したアルコール検知器を使用する必要がある場合には、安全運転管理者において、当該アルコール検知器が正常に作動し、故障がない状態であるかどうかの確認を定期的に行うなど、安全運転管理者が「常時有効に保持」するアルコール検知器と同等の管理が行われているものに限り、個人で購入したアルコール検知器を使用することは差し支えない。

2 点呼等の実施及び酒気帯び確認の方法

点呼等の実施及び酒気帯び確認の方法は、対面が原則であるが、直行直帰の場合など、対面での確認が困難な場合には、これに準ずる以下の方法等で実施することができ、これらは対面による確認と同視できるものとする。

なお、酒気帯び確認については、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどの措置を講じた上で実施すること。

(1) カメラ、モニター等による方法

ア 点呼等の実施

安全運転管理者が運転者から自動車点検の結果について報告を受け、また、運転者の顔の表情、全身の様子、応答の声の調子等から正常運転をできないおそれの有無を確認するとともに、運転者に対して必要な指示を行う。

イ 酒気帯び確認

安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する。

(2) 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法

ア 点呼等の実施

上記(1)アと同様（運転者の顔の表情及び全身の样子の確認は除く。）に実施すること。

イ 酒気帯び確認

安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる。

3 他の自動車の使用の本拠における実施方法

同一の自動車の使用者が他の自動車の使用の本拠において安全運転管理者を選任しており、当該他の自動車の使用の本拠となる事業所（以下「他の事業所」という。）において運転者が運転を開始する場合（酒気帯び確認にあつては運転を終了する場

合も含む。)に、以下の方法でいずれもが行われたときは、運転者が所属する事業所の安全運転管理者が行ったものと同様として取り扱うことができるものとする。

(1) 点呼等の実施

ア 他の事業所の安全運転管理者が点呼による確認を行い、その結果について、自ら、運転者が所属する事業所の安全運転管理者に対して、報告又は自身の立会いの下、運転者をして電話その他の直接対話できる方法により報告をさせること。

イ 点呼による確認の結果について報告を受けた運転者が所属する事業所の安全運転管理者は、運転者に正常運転をできないおそれがあることなどを確認した場合には、自ら又は当該他の事業所の安全運転管理者を介して運転者に対し、運転中止等の指示を行うこと。

ウ 上記イの場合を除き、他の事業所の安全運転管理者が運転者に対して必要な指示を行うこと。

(2) 酒気帯び確認

ア 他の事業所の安全運転管理者が運転者の状態を目視等で確認した上で、他の事業所の安全運転管理者の立会いの下、運転者に他の事業所の安全運転管理者が有効に保持するアルコール検知器を使用させること。

イ 他の事業所の安全運転管理者が、上記アの結果について、自ら、運転者が所属する事業所の安全運転管理者に対して、報告又は自身の立会いの下、運転者をして電話その他の直接対話できる方法により報告をさせること。

ただし、酒気帯び確認の結果について報告を受けた、運転者が所属する事業所の安全運転管理者は、運転者が酒気を帯びていることを確認した場合には、自ら又は当該他の事業所の安全運転管理者を介して、運転者に対して運転中止等の指示を行うこと。

4 安全運転管理者以外の者が行う場合

点呼等の実施及び酒気帯び確認は安全運転管理者が行うことが原則であるが、安全運転管理者が不在である、他の業務により点呼を行う時間を十分に確保できないなど、安全運転管理者がこれらの業務を適切に行うことができないおそれがある場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者、点呼による確認の業務を委託した事業者その他安全運転管理者の業務を補助する者（以下「補助者」という。）に、これらの業務を行わせることは差し支えない。

この場合において、安全運転管理者は、あらかじめ補助者を指定した上で、当該補助者に対し、下記のとおり指導・教育を行うこととする。

(1) 点呼等の実施

ア 点呼による確認の方法

イ 補助者が、運転者に正常運転をできないおそれがあることなどを確認した場合には、安全運転管理者へ速やかに報告し、必要な対応について安全運転管理

者から指示を受け、又は安全運転管理者が直接、運転者に対し運転中止等の指示を行うよう措置すること。

また、安全運転管理者が補助者を介して必要な指示（正常運転をできないおそれ等がある運転者に対して行うものを除く。）を行う場合には、事前に必要な指示の内容について補助者に伝達するなどして明らかにしておくこと。

(2) 酒気帯び確認

ア 酒気帯び確認の方法

イ 補助者が、運転者が酒気を帯びていることを確認した場合には、安全運転管理者へ速やかに報告し、必要な対応について安全運転管理者から指示を受け、又は安全運転管理者が直接、運転者に対し運転中止等の指示を行うよう措置すること。

5 実施内容の記録

(1) 点呼等の実施

点呼による確認を行った結果については、点呼簿、チェック表、各種システムを活用するなどにより記録化に努めること。

その際、必要な指示の内容についても、点呼簿等の備考欄等に付記しておくこと。

(2) 酒気帯び確認

酒気帯び確認を行った場合は、次の事項について記録すること。

ア 確認者名

イ 運転者

ウ 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

エ 確認の日時

オ 確認の方法（対面でない場合は具体的方法等）

カ 酒気帯びの有無

キ 指示事項

ク その他必要な事項

6 その他

(1) 事業者への周知

府令に定める安全運転管理者の業務について、適正かつ確実に行われることとなるよう、安全運転管理者講習や安全運転管理者選任事業所に対する安全活動の機会を通じて周知を図ること。

(2) 違反行為の検挙を契機とした安全運転管理者の選任の有無の確認等

業務中の飲酒運転等を検挙した場合には、その背後責任について徹底した捜査を行い、安全運転管理者の選任の有無やその業務の実施状況について確認を行うこと。

その際、安全運転管理者等に対して飲酒運転等の防止を図るための措置の実施状況について報告を求めるほか、必要な指導や広報啓発を実施するなど、飲酒運

転等の根絶に向けた事業者による積極的な取組を促すための措置を講ずること。

また、飲酒運転等の発生原因が、使用者が安全運転管理者等に必要な権限を与えていなかったことなどにある場合には、道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第8項の規定により、使用者に対して是正のために必要な措置をとるべきことを命ずること等について検討を行うこと。

担当 交通企画課交通安全対策第二係